文化庁令和5年度日本語教育実態調査 記入要領

1. 調査の全体像

調査票は、各機関・団体等に直接送付しています。なお、回答については、全て各機関・団体等より直接、文化庁当該調査事業委託先である株式会社CCNグループに御返送ください。

本調査の詳細は文化庁ウェブサイトへ

https://www.bunka.go.jp/tokei hakusho shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku jittai/index.html



2. 調査票の記入について

- (1)調査全体の留意事項
 - ① 調査は令和5年11月1日現在の内容を御記入ください。
 - ② 本調査は各機関・団体等に調査票1部を御提出いただくこととしています。
- ③ 文化庁から日本語教育に関連する事業を受託している団体は、受託事業も本調査対象に該当しますので、記入漏れの無いよう、お願いいたします。
- ④ 調査票様式(Microsoft Excel文書)及び記入要領(PDF文書)の電子データは、文化庁ウェブサイト(以下のURL)からダウンロードできますので御利用ください。調査票又は記入要領が不足する場合は、お手数ですがコピーもしくはダウンロードください。御不明な点等ありましたら、記入要領末尾に記載している問合せ先へ御連絡ください。
- ⑤ ダウンロードした調査票をご使用される場合、同封いたしました紙の調査票の左上部に記載されております調査票 I Dをご入力ください。

URL

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r05/index.html もしくは検索サイトにて「令和5年度日本語教育実態調査」でご検索ください。

文化庁ウェブサイトトップページ > 国語施策・日本語教育 > 日本語教育 > 日本語教育実態調査等 > 令和5年度日本語教育実態調査 > 調査票等ダウンロード

- ⑥ 御回答いただいた内容は、統計処理後、集計データの形で公表する予定です。回答内容がそのまま公表されることはありません。調査を通じて得られた個人情報は、日本語教育実態調査及び文化庁日本語教育関係施策のみに利用し、他の用途には使用いたしません。この点につきましてご了承いただき、回答の御協力をよろしくお願いいたします。
- (2) 各設問の記入上の留意点

記入に当たっては、次の点に御留意ください。

【I】所在地・連絡先について

問1. 団体情報について御回答ください。

1. 機関・団体名(設置区分)

設置区分については、 以下の中から当てはまると思うものを選択し、記載してください。

【地方公共団体】回答例: (大分類) 1 (中分類) (a)

(大分類)

1. 首長部局 2. 教育委員会

(中分類)

(a) 都道府県 (b) 政令指定都市 (c) 中核市 (d) その他の市 (e) 特別区 (f) 町・村

【大学・高等専門学校等】回答例: (大分類)ア (中分類) (a)

(大分類)

ア. 大学等(大学院を含む) イ. 短期大学 ウ. 高等専門学校

(中分類)

(a) 国立 (b) 公立 (c) 私立

【法務省が告示をもって定める日本語教育機関】回答例: (大分類) - (中分類) (a) - (ア)

(大分類)

一. 法人格を持っている。 二. 法人格を持たない(任意団体あるいは個人)。

(中分類①)

- (a) 学校法人 (b) 準学校法人 (c) 財団法人 (d) 社団法人 (e) 宗教法人
- (f) 株式会社 (g) 有限会社 (h) その他(

(中分類②) ※学校教育法上の認可(該当者のみ)

- (ア) 専修学校専門課程 (イ) 専修学校高等課程 (ウ) 専修学校一般課程 (エ) 専修学校附帯教育
- (才)各種学校正規課程 (力)各種学校附帯教育

【その他(上記以外or不明)】回答例:(大分類)A (中分類)(a)-(1)-(あ)

(大分類)

A. 法人格を持っている。 B. 法人格を持たない(任意団体あるいは個人)。

(中分類①) ※法人格を持っている機関のみ

- (a) 特定非営利活動法人 (b) 学校法人·準学校法人 (c) 株式会社·有限会社
- (d) 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人 (e) その他(

(中分類②)※特に活動範囲が定められている場合その活動範囲について。

- (1) 都道府県 (2) 政令指定都市 (3) 中核市 (4) その他の市 (5) 特別区 (6) 町・村 (中分類③) ※当てはまるものがあれば記載。
- (あ) 総務省の認定する地域国際化協会である。
- (い)日本語教育を含む国際交流・多文化共生を主たる活動内容とし、地方公共団体の委託・補助等で運営している。
- (う) 日本語教育を含む国際交流・多文化共生を主たる活動内容とし、公の施設の指定管理を受けている。
- (え)日本語教育を含む国際交流・多文化共生を主たる活動内容とし、都道府県や市区町村が事務局である。

- ※設置区分において【地方公共団体】と【その他】のいずれに該当するか迷う場合は、次頁の整理 の仕方を参考にしてください。
- (1)国際交流協会の事務局が地方公共団体の内部にあっても、日本語教育等の事業が、あくまでも 国際交流協会主催の活動の場合は、【その他】のグループを選択してください。
- (2)日本語教室等で教えている指導者のグループが任意団体であっても、当該教室があくまでも 地方公共団体主催の場合は【地方公共団体】を選択、地方公共団体等は協力や支援のみで主催 ではない場合は【その他】を選択してください。

5. 連絡及び送付先

調査票送付先と回答先が異なる場合に記載してください。

- 例) キャンパスの所在地が複数あるので、 調査票は本部に送付してほしい。
- → 1~4は日本語教育に関係する部署の情報を記載、5は取りまとめの部署の情報を記載。

【Ⅱ】日本語教育に関連する事業の有無について

問2. 以下1~3の設問ごとに、当てはまるものに一つだけ〇を付けてください。

- 1. 外国人に対する日本語教育の実施の有無
 - ①対象は、日本語を母語としない人(外国人等)を対象とした日本語教育の取組(授業等)です。実施の規模や期間は問いません。
 - ②民間事業者に業務を委託している場合やボランティアが実施している講座なども調査対象と なります。
 - ③初等中等教育機関で学校教育の一環として行われている日本語教育については本調査の対象外です(学校教育の枠内で行っている取り出し授業、補習なども対象外となります)。なお、初等中等教育機関の施設を利用しているものの、在校児童・生徒だけでなく、社会教育の一環として地域住民等を対象として行われている日本語教育については調査の対象となります。
- 3. 地域日本語教育コーディネーター等の配置の有無

本調査の「地域日本語教育コーディネーター」は、「日本語教育コーディネーター等」の名称を持ち、「日本語教師の養成・研修」、「地域における日本語教育の実態把握」、「地域における日本語教育の企画・運営」、「日本語教師や関係機関との連絡・調整」等の業務を担当している者が対象となります。

【Ⅲ】外国人等に対する日本語教育について

問3. 主催する日本語教育等の開設コース、箇所数等

※講座について、以下の場合はそれぞれ全て独立した講座と考えてください。 例) 初級、中級、上級のコース分けや春期、夏期、秋期、冬期のコース分けがある場合

問4~5. 日本語教師等の数

- ①「日本語教師等」には、地域において日本語学習者に日本語を教える方も含まれます。その 場合、名称が「相談員」「支援員」などであっても「日本語教師等」に含めてください。 ただし、外国人に対する相談業務のみ行っている方は該当しません。
- ②日本語教師等の数は、令和5年11月1日時点での各機関・施設等の登録者数とします。 ただし、過去1年間当該機関・施設等で授業担当のない人は除いてください。
- ③本調査における「ボランティアによる者」とは、 原則として、日本語教育に対する報酬等を 受けない者(交通費等の実費は報酬とみなさない)を指します。

問6. 日本語学習者数(出身国•地域別)

下記別表の中から出身国を選択してください。学習者数は、令和5年11月1日時点での各機関・施設等の登録者数とします。ただし、過去1年間当該機関・施設等で学習を行っていない人は除いてください。

問7. 日本語学習者数(属性別)

各区分は、必ずしも在留資格と一致していません。学習者数は、令和5年11月1日時点での各機関・施設等の登録者数とします。ただし、過去1年間当該機関・施設等で学習を行っていない人は除いてください。

※日本語学習者数の出身国・地域別、属性別、年齢別、滞日年数別の各調査項目は、必ずし も学習者本人に御確認いただく必要はありません。

(別表) 国•地域名

○アジア州

中国(101)	韓国(102)	台湾(103)	日本(104)	フィリピン(105)
タイ (106)	マレーシア(107)	インドネシア (108)	ベトナム (109)	インド (110)
バングラデシュ (111)	イラン・イスラム (112)	スリランカ(113)	カンボジア(114)	パキスタン・イスラム (115)
ミャンマー (116)	シンガポール (117)	ネパール(118)	トルコ (119)	モンゴル(120)
ラオス(121)	イスラエル(122)	サウジアラビア (123)	シリア・アラブ (124)	ブルネイ・ダルサラー ム(125)
ヨルダン・ハシミテ (126)	アフガニスタン (127)	ブータン(128)	その他(アジア州) (190)	

〇大洋州

オーストラリア	ニュージーランド	フィジー(203)	パプアニューギニ	ミクロネシア連邦
(201)	(202)		ア (204)	(205)
キリバス(206)	ソロモン諸島	その他(大洋州)		
	(207)	(290)		

〇アフリカ州

エジプト・アラブ	ケニア(302)	ガーナ(303)	タンザニア(304)	南アフリカ(305)
(301)				
モロッコ (306)	チュニジア(307)	ナイジェリア	エチオピア(309)	コートジボワール
		(308)		(310)
ウガンダ(311)	アルジェリア	ザンビア(313)	セネガル(314)	マダガスカル(315)
	(312)			
ジンバブエ(316)	スーダン(317)	その他(アフリカ		
		州)(390)		

○ヨーロッパ州

イギリス(401)	フランス(402)	ドイツ (403)	イタリア(404)	スイス (405)
スウェーデン (406)	オランダ(407)	スペイン (408)	アイルランド (409)	デンマーク(410)
ポーランド(411)	ハンガリー(412)	ルーマニア(413)	フィンランド (414)	ベルギー(415)
ブルガリア(416)	ノルウェー(417)	オーストリア (418)	ポルトガル(419)	ギリシャ(420)
スロバキア(421)	チェコ (422)	(欠番)(423)	アルバニア(424)	マケドニア・旧ユーゴ スラビア(425)
クロアチア(426)	ボスニア・ヘルツェ ゴビナ(427)	エストニア (428)	スロベニア(429)	アイスランド (430)
マルタ(431)	リトアニア(432)	ラトビア(433)	リヒテンシュタイ ン(434)	ルクセンブルク (435)
セルビア(436)	モンテネグロ (437)	その他(欧州) (490)		

○ロシア連邦及びN I S諸国

ロシア(501)	ウクライナ(502)	カザフスタン (503)	キルギス(504)	ウズベキスタン (505)
ベラルーシ(506)	ジョージア(507)	タジキスタン (508)	アゼルバイジャン (509)	, , , , ,
モルドバ(511)	トルクメニスタン (512)	その他(NIS) (590)		

〇北アメリカ州

アメリカ(601)	カナダ(602)	メキシコ(603)	ホンジュラス (604)	コスタリカ(605)
ドミニカ共和国 (606)	パナマ (607)	グアテマラ(608)	キューバ (609)	ドミニカ国(610)
ジャマイカ(611)	その他(北米州) (690)			

○南アメリカ州

ブラジル(701)	ペルー (702)	アルゼンチン (703)	コロンビア(704)	ボリビア(705)
ベネズエラ・ボリバ ル(706)	チリ(707)	パラグアイ(708)	エクアドル(709)	ウルグアイ (710)
その他(南米州) (790)				

〇不明 (890)

○複数の国籍を持つ(900)

3. 回答方法

令和5年12月15日(金) までに、<u>日本語教育実施の有無に関わらず、Eメール</u>で、下記送付先へ御回答ください。Eメールでの回答が困難な場合は郵送(本調査に同封の返信用封筒を御利用ください)、FAXのいずれかの方法でのご回答も可能です。

集計の都合上、可能な限り、文化庁ウェブサイトでエクセルファイルをダウンロードいただき、 Eメールに添付して <u>nihongo@ccn-g.co.jp</u> までご送信いただきますよう御協力をお願いいたします。

4. 回答送付先及び調査に関する問合せ先

返送先:株式会社CCNグループ 社会環境調査事業部(担当:安岡、木村)

住 所:〒101-0041 東京都千代田区神田鍛冶町3-7-4 7F

Eメール : nihongo@ccn-g.co.jp 電話番号: 03-6262-9538

(受付時間/月~金9:30~18:00 土日祝日除く)

FAX番号: 03-6262-9712